

とべもりジップライン及びとべもり＋PR業務仕様書

1 委託業務名

とべもりジップライン及びとべもり＋PR業務

2 業務の目的

とべもり＋（プラス）及びその連携の主軸であるとべもりジップラインのPRを展開することにより、愛媛県内外での認知度を向上させ、幅広い層の利用を促すとともに、とべもり＋エリア全体の活性化を図る。

※ とべもり＋（プラス）とは、愛媛県が一体的な利用促進を図っている、えひめこどもの城・とべ動物園・愛媛県総合運動公園・えひめ森林公園の県立4施設全体の略称

3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

4 委託上限額

15,279,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 業務内容

業務内容は次の（１）から（５）のとおりとする。

また、業務の実施に当たっては、とべもり＋の各施設及び愛媛県関係課と適切に連携するとともに、愛媛県が別途実施するとべもりジップライン及びとべもり＋関連事業等と連動し、相乗効果の発揮を図るものとする。なお、撮影に必要な一切の調整及び許認可等の諸手続きは受託者自身で行うこと。

（１）動画制作

①内容

- ・とべもりジップライン及びとべもり＋の4施設それぞれの動画1本ずつ、計5種類を制作すること。
- ・下記（２）、（３）及び（４）でのPRを前提とし、広告効果を考慮のうえ、動画の長さ等を具体的に提案すること。なお、下記（２）、（３）及び（４）のほか、県公式YouTubeチャンネル等での公開を想定している。
- ・制作に当たっては、子どもがとべもりジップライン及びとべもり＋の4施設を体験し、その意見を反映した内容とすること。
- ・メインターゲットは、ファミリー層の誘客とすること。
- ・提案においては、動画の内容がイメージできるものを示すこと。

②その他

- ・作成した動画は、YouTubeチャンネルでも利用可能なファイル形式で愛媛県に納品すること。

(2) テレビCMによるPR

①内容

- ・上記(1)で制作した動画の放送を前提とする。放送する種類数等は、提案による。
- ・放送する時間帯や回数等は、効果を考慮のうえ、具体的に提案すること。

②放送地域

県内を含む四国4県、広島県、岡山県、大分県、福岡県は必須とし、その他は提案による。

③放送時期

提案によるが、下記(3)並びに(4)と同時期を想定している。

(3) 映画館CMによるPR

①内容

- ・上記(1)で制作した動画の放映を前提とする。放映する種類数等は、提案による。
- ・放映するスクリーン数等は、効果を考慮のうえ、具体的に提案すること。

②放送地域

効果を考慮のうえ、上記(2)②の地域のうち2県以上で放映することとし、提案による。

③放送時期

提案によるが、鑑賞者の多い時期を設定すること。

④その他

- ・鑑賞者数を実績として報告すること。

(4) TVer広告によるPR

①内容

- ・上記(1)で制作した動画の放送を前提とする。放送する種類数等は、提案による。
- ・放送する時間帯や回数等は、効果を考慮のうえ、具体的に提案すること。

②放送地域

大阪府は必須とし、その他は提案による。

③放送時期

提案によるが、上記(2)並びに(3)と同時期を想定している。

(5) その他、独自提案により実施する取組み

上記業務以外に追加する独自提案については、別途協議の上、決定するものとする。

6 業務計画書及び報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに、具体的な業務内容について愛媛県と協議の上、委託契約書に定める「業務計画書」を作成して愛媛県に提出すること。

- (2) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、愛媛県の検査を受けること。
- (3) 愛媛県は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。
- (4) 愛媛県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

7 再委託の可否

受託者は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、愛媛県の承諾を得た場合は、この限りではない。

8 成果の帰属及び秘密保持

(1) 成果の帰属

受託者が本業務で制作した制作物の著作権及び使用権は、原則として、愛媛県に帰属する。

(2) 秘密保持

- ①本業務に関し、受託者から愛媛県に提出された計画書等は、本業務以外の目的で使用しない。
- ②本業務に関し、受託者が愛媛県から受領又は閲覧した資料等は、愛媛県の了解なく公表又は使用してはならない。
- ③受託者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

9 個人情報の保護

個人情報の保護については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）に準じて取り扱うこととし、受託者は本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で、個人情報を扱う場合は個人情報保護法及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

なお、受託業務に従事している者等が、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に利用したとき等は、個人情報保護法の規定に基づき処罰される場合がある。

おって、疑義がある場合は愛媛県に協議することとする。

10 その他

業務の実施にあたっては愛媛県と受託者双方が協議を重ねながら実施するものである。